

委員会等会議録（協議概要）

令和2年3月26日

箱根町議会議長 様

箱根町議会議長

箱根町委員会条例第26条に規定する会議概要を作成したので報告します。

会議名	議会全員協議会		
開催日	令和2年9月20日（金）		
時間	午後1時59分から午後3時8分まで		
開催場所	会議室		
出席者	議会	沖津議長、石川副議長、山田和江議員、勝俣公好議員、勝俣泰彦議員、川口議員、勝俣剛一議員、小川議員、村野議員、川端議員、山田成宣議員、稲葉議員、遠藤議員、折橋議員	
	執行部	—	
	事務局	岩田事務局長、高梨書記、鴻田	
	傍聴者	公開・非公開の別：公開 傍聴者：なし	
議事日程	日程第1 議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会について		
会議概要	<p>議会改革等推進特別委員会 村野委員長から、議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会（案）について説明を行い、協議を行った。</p> <p>開催日等について、本会議で行うか、本会議の休憩中に行うかで意見が分かれたが、案のとおり休憩中に行うこととなった。</p> <p>開催場所については議場とし、町側が同席するか退席するかで意見が分かれたが、町側で聞きたい場合は傍聴席や委員会室でも聞けることから、10月に行われる予定の選挙時の所信表明会では、案のとおり退席してもらうこととした。</p> <p>その他の事項についても、次の案のとおり、実施することとなった。1度実施し、不都合なことがあれば、今後の2年間で調査・研究を進めていくこととした。</p> <p>1 目的</p> <p>議長選挙及び副議長選挙を実施するにあたり、議長及び副議長の職に就こうとする者が所信を表明する機会を設けることにより、議長及び副議長の選出過程の透明化を図り、開かれた議会の実現に資することを目的とする。</p> <p>2 所信表明会</p> <p>（1）開催日等 議長選挙及び副議長選挙を行う本会議の休憩中にそれぞれ行う。</p> <p>（2）開催場所 議場（町側退席）</p> <p>（3）進行を行う者 議会事務局長</p>		

(4) 所信表明の順序等

所信表明をしようとする者が複数いる場合、所信表明の順序はくじにより決定する。ただし、所信表明の順番が来たときに、当該所信表明をしようとする者がいないときは、所信表明の申出を撤回したものとみなす。

(5) 所信表明を行う場所

所信表明は演壇において行うものとする。

(6) 所信表明の時間

所信表明を行う時間は、1人につき5分以内とする。

(7) 質疑

所信表明に対する質疑は行わない。

(8) 賛否の表明

議員は、所信表明に対して拍手その他の方法により賛意を表し、又は野次その他の方法により反意を表してはならない。

(9) 公開

所信表明会は公開で行う。また議事録を作成し、公開する。

(10) 傍聴

所信表明会の傍聴に関しては、箱根町開かれた議会傍聴規則の例によることとする。

(11) 推薦者演説

所信表明終了後、他の議員を推薦する者がいる場合、推薦者演説を行うことができる。実施方法等については所信表明に準ずるものとする。

(12) 地方自治法との関係

所信表明会は、1の目的により実施するものであり、議長選挙及び副議長選挙の候補者を限定するものではない。したがって、所信表明を行ったもの以外の議員に対する投票は当然に有効である。